

茅ヶ崎市こども育成部保育課所管に係る補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市こども育成部保育課所管に係る補助金の交付について、茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則（平成4年茅ヶ崎市規則第26号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、補助金交付の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表の定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が公益上必要があると認めるときは、別に市長が定めるところにより補助することができる。

(交付申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項に規定する交付申請書の様式及び提出期限並びに交付申請書に添付を要する書類は、別表に定めるとおりとする。

(交付条件)

第4条 規則第6条に規定する交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業等の内容又は補助事業等の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない
- (4) 規則及びこの要綱の定めに従うこと。
- (5) その他別表に掲げる条件

(変更等の承認)

第5条 前条第1号及び第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、補助事業変更・中止・廃止承認申請書（第2号様式）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

(決定通知書)

第6条 規則第7条の規定による補助金交付決定通知書の様式は、別表に定めるとおり

とする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過するまでとする。

(交付決定取消通知等)

第8条 規則第9条第3項又は第14条第2項の規定による補助金交付決定の全部若しくは一部の取消し又は決定内容若しくはこれに付した条件の変更は、補助金交付決定(一部)取消・変更通知書(第4号様式)によるものとする。

(補助金の交付の時期)

第9条 補助金の交付の時期は、別表に定めるとおりとする。

(実績報告書)

第10条 規則第12条の規定による実績報告書の様式、同報告書に添付を要する書類及び提出期限は別表に定めるとおりとする。

2 茅ヶ崎市届出保育施設保育料補助金においては、規則第12条の除外規定に基づき実績報告書は提出することを要しない。

(書類の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保存しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(届出事項)

第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。

(2) 代表者を変更したとき。

第13条 補助事業者は、申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年

法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第6号様式)により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。
- 4 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行し、同日以後に交付決定する補助金から適用する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 茅ヶ崎市小規模保育施設補助金交付要綱(昭和57年4月1日制定)
 - (2) 茅ヶ崎市家庭保育福祉員保育奨励費補助金交付要綱(昭和58年4月1日制定)
 - (3) 茅ヶ崎市母子寡婦福祉会補助金交付要綱(昭和59年4月1日制定)
 - (4) 茅ヶ崎地区保母会補助金交付要綱(昭和59年4月1日制定)
 - (5) 茅ヶ崎保育園長連絡協議会補助金交付要綱(昭和59年4月1日制定)
 - (6) 茅ヶ崎市民間保育所振興費補助金交付要綱(昭和60年4月1日制定)
 - (7) 茅ヶ崎市地域育児センター推進事業補助金交付要綱(昭和62年4月1日制定)
 - (8) 茅ヶ崎市障害児保育推進特別強化対策事業費補助金交付要綱(昭和63年4月1日制定)

(9) 茅ヶ崎市乳児保育推進事業補助金交付要綱（平成元年４月１日制定）

(10) 茅ヶ崎市外国人児童保育事業補助金交付要綱（平成３年４月１日制定）

(11) 茅ヶ崎市コミュニティ保育推進事業補助金交付要綱（平成４年４月１日制定）

附 則

この要綱は、平成６年４月１日から施行し、平成６年４月１日から適用する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成６年６月１日から施行し、改正後の要綱は、平成６年度分に係る補助金から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定により申請されたものについては、改正後の要綱により申請されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成７年３月６日から施行し平成６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成７年１２月１１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成７年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成８年３月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成７年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成８年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成８年１０月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成８年８月１日以後に係る検査から適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 2 月 28 日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 9 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に茅ヶ崎市社会福祉法人の施設整備に関する補助要綱の一部を改正する要綱（平成 9 年 12 月 1 日施行）による改正前の茅ヶ崎市社会福祉法人の施設整備に関する補助要綱（昭和 59 年 4 月 1 日施行）の規定に基づきなされた保育所及び虚弱児施設に対する平成 9 年度の補助金に係る申請その他の行為は、改正後の茅ヶ崎市保健福祉部児童福祉課所管に係る補助金交付要綱の相当規定によってなされた申請その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成 10 年 2 月 20 日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 10 年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 8 月 1 日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 10 月 1 日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の茅ヶ崎市保健福祉部児童福祉課所管に係る補助金交付要綱の規定による茅ヶ崎市時間延長型保育サービス事業補助金に係る申請は、改正後の茅ヶ崎市保健福祉部児童福祉課所管に係る補助金交付要綱の規定による茅ヶ崎市延長保育促進基盤整備事業費補助金に係る申請とみなす。

附 則

この要綱は、平成１１年２月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成１０年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１１年３月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成１０年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成１１年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成１１年１２月１日から施行する。

附 則

- １ この要綱は、平成１２年１月１日から施行する。
- ２ この要綱による改正後の茅ヶ崎市保健福祉部児童福祉課所管に係る補助金交付要綱別表１４の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から同年３月３１日までの期間については、同表中「６歳未満の子」とあるのは「平成１２年４月１日現在６歳未満の子」とする。

附 則

この要綱は、平成１２年２月４日から施行し、改正後の別表の規定は、平成１１年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成１３年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行し、改正後の茅ヶ崎市少子高齢部児童福祉課所管に係る補助金交付要綱は、平成１４年度に係る補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の2の表の規定は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める日以後に行う事業から適用する。

(1) 法第59条の2第1項の規定により事業の開始の日から1月以内に神奈川県知事に届出をしたもの 事業の開始の日

(2) 児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）附則第6条の規定により読み替えて適用される法第59条の2第1項の規定により児童福祉法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から1月以内に神奈川県知事に届出をしたもの 当該施行の日

(3) 前2号に規定する者以外の者で神奈川県知事に届出をしたもの 当該届出をした日

- 3 平成14年度の茅ヶ崎市届出保育施設利用者支援事業費補助金の交付の申請をする場合における改正後の別表の2の表の交付申請書の項の規定の適用については、同項中「4月（年度途中で補助対象者に該当することとなった場合にあっては、事業の開始の日の属する月）」とあるのは、次の表の左欄に掲げる補助対象者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

前項第1号に規定する者	事業の開始の日の属する月
前項第2号に規定する者	10月
前項第3号に規定する者	神奈川県知事に届出をした日の属する月

- 4 平成14年度の茅ヶ崎市届出保育施設利用者支援事業費補助金に係る施設賠償責任保険を補助する場合における改正後の別表の2の表の付表施設賠償責任保険の項の規定の適用については、同項中「15,000円」とあるのは「7,500円」とする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成16年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成１７年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成１８年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成１９年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成２０年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成２１年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２２年３月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成２１年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成２２年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２２年１０月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成２２年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成２３年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成２４年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成２５年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成２６年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成２７年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成２８年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成２９年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成３０年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、平成３１年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、令和２年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年７月１日から施行し、改正後の別表の規定は、令和２年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、令和３年度に係る補助金から適用する。

る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、令和４年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年７月１日から施行し、改正後の別表の規定は、令和４年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年１０月１日から施行し、改正後の別表の規定は、令和４年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、令和５年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、令和５年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年１２月１日から施行し、改正後の別表の規定は、令和５年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、令和６年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年７月１日から施行し、改正後の別表の規定は、令和６年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年１０月１日から施行し、改正後の別表の規定は、令和６年度に係る補助金から適用する。

別表（第 1 ～ 1 3 条関係）

1 茅ヶ崎市民間保育所等運営費補助金

補助金の交付の目的	保育所（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 9 条第 1 項に規定する保育所をいう。以下同じ。）及び認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）における自主的な施設経営を促進するとともに、経営基盤の安定及び強化並びに入所児童の処遇の向上を図る。
補助対象者	保育所又は認定こども園を設置経営する法人で社会福祉法人以外のもの（茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成 2 3 年茅ヶ崎市条例第 5 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等である者を除く。）
補助対象事業	付表 1 のとおり ただし、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）に基づく施設型給付や他の補助金を優先的に活用すること。 また、就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学省大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府告示・文部科学省告示・厚生労働省告示第 2 号）第 1 の 3 に規定する地方裁量型認定こども園については、損害保険加入費、延長保育促進事業運営費、、保育エキスパート等研修代替保育士雇用費及び紙おむつ処分事業費対象とする。
補助金額	1 施設当たり付表 2 に掲げる額 ただし、補助対象経費は子ども・子育て支援法に基づく施設型給付や他の補助金の対象経費と重複しないこと。

		また、地方裁量型認定こども園については、延長保育促進事業運営費のうち２及び３のみ対象とする。
交付申請書	様式	第１号様式その１
	提出期限	別に定める日
	添付書類	１ 事業計画書 ２ 補助金申請額算定内訳書 ３ 収支予算書 ４ 貸借対照表 ５ 土地借受費の交付を受けようとする場合にあっては、土地賃貸借契約書の写し ６ 建物借受費の交付を受けようとする場合にあっては、建物賃貸借契約書の写し ７ 保育所等施設整備費の交付を受けようとする場合にあっては、理由書、平面図及び立面図、見積書の写し、施工前の写真 ８ 実施事業における支出予定がわかる書類 ９ その他市長が必要と認める書類
補助金等交付決定通知書様式		第３号様式その１
交付の時期		請求のあった日から３０日以内
実績報告書	様式	第５号様式
	提出期限	５月３１日
	添付書類	１ 事業報告書 ２ 収支決算書 ３ 補助事業精算書 ４ 実施事業における支出がわかる書類 ５ 保育所等施設整備費の交付を受けた場合にあっては、領収書の写し、施工後の写真

	6 その他市長が必要と認める書類
--	------------------

付表 1

補助金の種類	補助対象事業等の内容
保育士雇用費	1 次に掲げる要件のいずれをも満たす保育所又は認定こども園（新たに開所した日から3年を経過していない保育所又は認定こども園を除く。）における特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和5年5月19日付けこ成保38、5文科初第483号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知）（以下この表において「国通知」という。）に定められた人数を超えて配置される保育士、教員（教諭を含む。）、看護師、保健師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は放課後児童クラブに関わる職員（以下「保育士等」という。）の雇用に要する費用（看護師（付表2保育士雇用費の項1(2)に該当する者を除く。）、保健師又は栄養士にあつては、これらの者のうち1人分の雇用に要する費用）。 (1) 4月1日時点の教育・保育給付認定区分において、2号認定又は3号認定を受けて入園している児童の数が定員に10分の9を乗じて得た数以上であること (2) 保育所にあつては国通知に定める主任保育士専任加算を満たし、認定こども園にあつては主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合に該当しないこと 2 市長が認める場合において、交付された額の一部を保育士等の処遇を改善する費用に充てることができる。
年齢別利用者基礎加算	実施年齢（保育等が実施される年度の4月1日における児童の年齢をいう。以下同じ。）が1歳及び2歳である児童

	の受入の促進及び処遇の改善を図るための経費
土地借受費	保育所の敷地の借受けに要する費用
建物借受費	保育所の建物の借受け（神奈川県安心こども交付金事業費補助金要綱の規定により神奈川県から交付を受ける借受けを除く。）（最初の交付を受ける建物借受費に係る借受けをする月以降20年間を限度とする。）に要する費用
損害保険加入費	賠償責任保険及び利用者に係る傷害保険の加入に要する経費（スポーツ振興センターの災害共済給付に加入の場合は併用可）
地域育児センター費	保育所において実施する次に掲げる事業に要する費用 1 園庭開放事業 地域の在宅の子育て家庭同士の交流及び情報交換の場の提供等を企画実施する事業 2 在宅育児支援事業 保育所が育児経験不足の保護者に対して、育児に不安のある保護者に対して育児相談を行う事業 3 相談機能強化事業 育児に関する多様な相談に対し的確に応ずることができるよう、児童の心理、保健、栄養その他の育児に関わる専門的な知識及び経験を有する者の派遣を受け、育児に関する相談を担当する者の技能の向上を図る事業 4 実習受け入れ事業等 保育所を開放すること等により、実習生および保育ボランティア、就労希望者等に対する指導及び育成を行う事業
ふれあい補助者雇用費	保育園の定員に応じてふれあい保育補助者（資格不問）を配置し、特別な配慮を必要とする児童等に対する保育の充実を図る費用

	1 ふれあい保育補助者の募集、雇用、管理事務 ふれあい保育補助事業を行うため、ふれあい保育補助者に関する事務を行う。 2 ふれあい保育補助者の業務内容 保育補助者として、次の業務に重点を置いて従事すること。軽度発達障害等、特別な配慮を必要とする児童の見守り及びその担当保育士の業務補助・食物アレルギー児対応のための調理補助。なお、ふれあい保育補助事業としての従事者であることから、保育士資格取得者であっても、既存事業の対保育士人数には含めないこと。 3 配置人数 最低基準及びその他の補助金が求める加配の他、さらに職員を加配できる。 (1) 定員 120名未満 3名 (2) 定員 120名以上 4名
障害児保育費	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項についての療育支援加算に該当している場合で次のいずれかに該当する障害児を保育する事業 1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条に規定する支給要件を満たす障害児 2 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に定める障害を有する障害児 3 知能指数がおおむね70以下である障害児 4 発達障害者支援法（平成10年法律第167号）第2条に規定する発達障害を有する障害児 5 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

	(令和３年法律第８１号)第２条第２項に規定する医療的ケア児 ６ その他市長が上記と同等と認める児童
延長保育促進事業運営費	保育所における延長保育事業を円滑に実施し、延長保育に対する保育需要に対応するとともに、入所児童の福祉の向上を図る費用。１１時間の開所時間を超えて、さらに３０分以上の延長保育を実施する事業（以下「延長保育事業」という。）なお、延長保育事業とは、延長保育事業実施要綱（平成２７年７月１７日付雇児発０７１７第１０号）に定められた事業をいう。（ただし、同要綱が改正された場合には、改正後の要綱を適用する。）また、実施体制を整えている場合に限り、児童数の実績に関わらず事業を実施したとみなすこととする。なお、平均対象児童数は、年間の上記の延長時間区分における各週の最も多い利用児童数から各月における各週の最も少ない利用児童数を除いた人数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とする。
一時預かり事業運営費	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を保育所において一時的に預かり、必要な保護を行うことにより、子育て家庭における保護者の負担の軽減を図るとともに児童の福祉の向上を図る費用。なお、一時預かり事業とは、一時預かり事業実施要綱（平成２７年７月１７日付雇児発０７１７第１１号）に定められた事業をいう。（ただし、同要綱が改正された場合には、改正後の要綱を適用する。）
保育所等業務効率化推進事業費	保育所等における業務効率化の推進を図ることを目的とする次に掲げる機能を有するシステムの導入 (1) 保育に関する計画及び記録に関する機能

	(2) 児童の登園及び降園の管理に関する機能 (3) 保護者との連絡に関する機能 (4) キャッシュレス決済に関する機能 1 児童養護施設である茅ヶ崎学園及び白十字林間学校の小規模整備に要する費用 2 次に掲げるものは、助成の対象としないものとする。 (1) 土地の買収又は整地等に要する費用 (2) その他施設整備費及び設備整備費として適当と認められないもの
保育エキスパート等研修 代替保育士雇用費	保育士等が研修を受講しやすい環境を整えとともに、保育士等が研修に参加している期間において保育の質の確保を図る事業
紙おむつ処分事業費	保育所又は認定こども園において児童が使用した紙おむつの処分

付表 2

補助金の種類	補助金額
保育士雇用費	1 保育士等の雇用に要する費用に相当する額（当該額が次に掲げる額を超える場合は、それぞれに定める額）とする。ただし、雇用する保育士等の人数が年度の途中において変更になる場合又は年度の途中から事業を開始した場合にあっては、当該額を 1 2 で除して得た額に事業を実施した月数（月の初日以外の日に事業を開始したときは、当該事業を開始した日の属する月を除く。）を乗じて得た額（当該額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））を上限とする。 (1) (2) に規定する加配職員以外の加配職員 1 人につき年額 3, 7 2 4, 0 4 0 円 (2) 医療的ケアを行う看護師である加配職員 1 人につき年

	額 5, 290, 000 円 2 1 に定める助成金額の算定に当たっては、1 施設当たり加配職員 4 人（当該施設の定員が 120 人未満の場合は、3 人）を上限とする。ただし、子ども・子育て支援法の規定による給付加算項目におけるチーム保育推進加算又はチーム保育加配加算の対象となっている場合は、次に掲げる当該施設の定員の区分に応じて、それぞれに定める人数を上限とする。 (1) 120 人以上 3 人 (2) 120 人未満 2 人 3 1 に定める助成金額の算定に当たっては、1 (2) に定める額は、2 人を上限とする。 4 加配職員の人数は、常勤換算後年間平均にて算出する。
年齢別利用者基礎加算	実施年齢が 1 歳である児童の年間受入児童数（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間において保育を実施した児童の数をいう。以下同じ。）に 20, 000 円を乗じて得た額及び実施年齢が 2 歳である児童の年間受入児童数に 10, 000 円を乗じて得た額を合計した額。ただし、年度当初において施設が次に掲げる条件のうちいずれかを満たしている場合に限る。 1 実施年齢 1 及び 2 歳の入所人数の和が定員の和を超過している。 2 実施年齢 1 及び 2 歳において待機している児童がない。 3 実施年齢 1 及び 2 歳の入所人数が定員を満たしており、面積基準により定員を超える受け入れができない。 4 その他市長が認める場合。

土地借受費	予算の範囲内で市長が定める額
建物借受費	予算の範囲内で市長が定める額
損害保険加入費	賠償責任保険及び利用者に係る傷害保険の加入に要する費用の額に2分の1を乗じて得た額
地域育児センター費	次に掲げる額を限度として現に事業に要する費用（人件費及び食料費を除く。）の額 年額150,000円
ふれあい補助者雇用費	1人当たり、次に定めるいずれかの額を限度として現に事業に要する費用。ただし、雇用する保育士等の人数が年度の途中において変更になる場合又は年度の途中から事業を開始した場合にあっては、次に掲げる額を12で除して得た額に事業を実施した月数（月の初日以外の日に事業を開始したときは、当該事業を開始した日の属する月を除く。）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限とする。 1 1人目 既存保育士負担軽減対象 年額1,746,000円 2 2人目以降は以下の(1)～(4)の額とする。 (1) 保育人材確保事業の実施について（平成29年4月17日雇児発0417第2号）の別添8に定める保育補助者雇上強化事業対象の場合 年額 2,215,000円 (2) 保育人材確保事業の実施について（平成29年4月17日雇児発0417第2号）の別添7に定める保育体制強化事業対象の場合 年額 1,746,000円 (3) 障害児保育費に該当しない児童で、個別支援計画を作成し、療育支援へ繋いでいく段階にある児童が複数

	いる場合 年額 1,080,000円 (4) 上記以外の場合 年額 1,080,000円
障害児保育費	1 次に掲げる額を合算した額 (1) 次に掲げる障害児の区分に応じ、それぞれに定める額 ア イからエまでに掲げる障害児以外の障害児1人につき月額103,400円 イ 地方裁量型認定こども園に在園している障害児1人につき月額65,300円 ウ 幼保連携型認定こども園（学校法人立除く。）及び保育所型認定こども園に在園し、教育・保育給付認定区分において1号認定を受けている障害児1人につき月額65,300円 エ 医療的ケア児である障害児1人につき年額3,724,040円 (2) 4月1日以降に新たに入所した医療的ケア児1人につき当該医療的ケア児に対する医療的ケアを実施するために要する費用の額に相当する額（その額が1,000,000円を超える場合には、1,000,000円） 2 1に定める助成金額の算定に当たっては、1施設当たり障害児4人を上限とする。ただし、医療的ケア児である障害児については、この限りでない。
延長保育促進事業運営費	1 次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める額 (1) 30分を超え1時間以内の延長保育を実施する場合 月額20,000円 (2) 1時間を超え2時間以内の延長保育を実施する場合 月額80,000円

2 一般型

(1) 保育短時間認定（在籍児童 1 人当たり年額）

ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業
（定員 20 人以上）

延長時間区分	
1 時間	20, 200 円
2 時間	40, 400 円
3 時間	60, 600 円

(2) 保育標準時間認定（1 事業当たり年額）

ア 保育所及び認定こども園

延長時間区分	
30 分	600, 000 円
1 時間	1, 760, 000 円
2～3 時間	2, 761, 000 円
4～5 時間	5, 673, 000 円
6 時間以上	6, 704, 000 円

(3) 延長保育料の免除を行った場合の助成金額 児童（
B 階層の世帯に属する児童については、延べ 27 時間
30 分以内の延長保育を利用している児童にあつては
その扶養義務者から児童 1 人につき 1, 000 円以上
の延長保育料を、延べ 27 時間 30 分を超える延長保
育を利用している児童にあつてはその扶養義務者から
児童 1 人につき 500 円以上の延長保育料を徴収して
いる場合における児童に限る。） 1 人につき次の表に
定める額

保育料の階層	補助金額（月額）
A 階層	当該減免した額。ただし、次に掲げる 児童の区分に応じ、それぞれに定める

		額を上限とする。 1 延長保育を利用した時間が1月につき延べ27時間以内である児童 4,000円 2 延長保育を利用した時間が1月につき延べ27時間を超え40時間30分以内である児童 6,000円 3 延長保育を利用した時間が1月につき延べ40時間30分を超える児童 8,000円
	B階層	当該減免した額。ただし、次に掲げる児童の区分に応じ、それぞれに定める額を上限とする。 1 延長保育を利用した時間が1月につき延べ27時間以内である児童 月額3,000円 2 延長保育を利用した時間が1月につき延べ27時間を超え40時間30分以内である児童 月額4,500円 3 延長保育を利用した時間が1月につき延べ40時間30分を超える児童 月額6,000円
一時預かり事業運営費	1 運営費 (1) 一般型 ア 一般型対象児童（イを除く）（1か所当たり年額） (7) 基本分	

	a 保育従事者が全て保育士（1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下の施設において、保育士とみなされる家庭的保育者と同等の研修を修了した者を含む。）の場合 <table border="1" data-bbox="611 474 1370 1348"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th><th>基準額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300人未満</td><td>2,833,000円</td></tr> <tr> <td>300人以上900人未満</td><td>3,105,000円</td></tr> <tr> <td>900人以上1,500人未満</td><td>3,321,000円</td></tr> <tr> <td>1,500人以上2,100人未満</td><td>4,797,000円</td></tr> <tr> <td>2,100人以上2,700人未満</td><td>6,273,000円</td></tr> <tr> <td>2,700人以上3,300人未満</td><td>7,749,000円</td></tr> <tr> <td>3,300人以上3,900人未満</td><td>9,225,000円</td></tr> <tr> <td>3,900人以上</td><td>10,701,000円</td></tr> </tbody> </table> イ 特別支援児童（障害児・多胎児（児童1人当たり日額） 3,600円 (2) 余裕活用型（児童1人当たり日額） ア 基本分 2,400円 イ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童1人当たり日額） 3,600円	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	2,833,000円	300人以上900人未満	3,105,000円	900人以上1,500人未満	3,321,000円	1,500人以上2,100人未満	4,797,000円	2,100人以上2,700人未満	6,273,000円	2,700人以上3,300人未満	7,749,000円	3,300人以上3,900人未満	9,225,000円	3,900人以上	10,701,000円
年間延べ利用児童数	基準額																		
300人未満	2,833,000円																		
300人以上900人未満	3,105,000円																		
900人以上1,500人未満	3,321,000円																		
1,500人以上2,100人未満	4,797,000円																		
2,100人以上2,700人未満	6,273,000円																		
2,700人以上3,300人未満	7,749,000円																		
3,300人以上3,900人未満	9,225,000円																		
3,900人以上	10,701,000円																		
保育所等業務効率化推進事業費	付表1 保育所等業務効率化推進事業費の項(1) から(4)までに掲げる機能を有するシステムの導入に要する費用の額に相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に4分の3を乗じて得た額と																		

	し、次の表に定める額を上限とする。		
		端末の導入を伴う 場合の上限額	端末の導入を伴わない 場合の上限額
	1つの機能を 有するシステ ムを導入する 場合	525,000円	150,000円
	2つの機能を 有するシステ ムを導入する 場合	675,000円	300,000円
	3つの機能を 有するシステ ムを導入する 場合	825,000円	450,000円
	4つの機能を 有するシステ ムを導入する 場合	975,000円	600,000円

保育エキスパート等研修 代替保育士雇用費	補助対象経費及び補助基準額は次のとおりとする。 1 補助対象経費は、保育士等（「保育士等」とは、保育士等キャリアアップ研修の実施について（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号）3(1)に定める研修の対象者）が研修（「研修」とは、保育士等キャリアアップ研修の実施について（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号）に基づき、県が実施する研修（委託を含む）及び県が指定した研修をいう。）に参加するにあたり、保育所等が代替保育士等を雇用した場合に要する雇用経費（公定価格の基本分単価に含まれる保育士1人当たり年間3日分の研修代替要員分を除く。）。 2 補助基準額は、代替保育士等の雇用日数に1日当たり8,190円を乗じた額とする。
紙おむつ処分事業費	次に掲げる額のいずれか低い額 (1) 保育所等を利用する児童が使用した紙おむつの処分に係る経費（当該経費の算出ができない場合は、120円に4月1日（認定こども園において満3歳児保育に係る紙おむつを処分する場合は、10月1日）における入所児童数（実施年齢が3歳以下の児童に限る。）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）） (2) 次に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 利用定員が19人以下の施設 50,000円 イ 利用定員が20人以上90人以下の施設 100,000円 ウ 利用定員が91人以上の施設 150,000円

備考 「常勤的非常勤の職員」とは、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常

勤の職員（社会保険の被保険者である者に限る。）をいう。

2 茅ヶ崎市一時預かり事業運営費補助金

補助金交付の目的		家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を一時的に預かり、必要な保護を行うことにより、子育て家庭における保護者の負担の軽減を図るとともに児童の福祉の向上を図る。
補助対象者		1 認定こども園又は幼稚園を設置経営する法人で社会福祉法人以外のもの 2 法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて法第35条第4項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）のうち、神奈川県知事に届出をした施設（以下「届出保育施設」という。）の設置者
補助対象事業		一時預かり事業実施要綱に定められた事業
補助金額		1 施設当たり付表1に掲げる額。ただし、市内の幼稚園は付表1に掲げる(2)ア(ア)のa(c)及びb(c)、付表(2)ア(ウ)のみを対象とし、市外の幼稚園は子ども・子育て支援法第27条に規定されている市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認した幼稚園に限り付表1に掲げる額を対象とする。
交付申請書	提出期限	別に定める日
	添付書類	1 理由書 2 事業計画書 3 補助金申請額算定内訳書 4 収支予算書 5 その他市長が必要と認める書類
補助金等交付決定通知書様式		第3号様式その1

交付の時期		請求のあった日から３０日以内
実績報告書	様式	第５号様式
	提出期限	５月３１日
	添付書類	１ 事業報告書 ２ 収支決算書 ３ 補助事業精算書 ４ その他市長が必要と認める書類

付表

１ 運営費

(１) 一般型 一般型対象児童（１か所当たり年額）

ア 基本分

(ア) 保育従事者が全て保育士（１日当たり平均利用児童数が概ね３人以下の施設において、保育士とみなされる家庭的保育者と同等の研修を修了した者を含む。）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
３００人未満	２，８３３，０００円
３００人以上９００人未満	３，１０５，０００円
９００人以上１，５００人未満	３，３２１，０００円
１，５００人以上２，１００人未満	４，７９７，０００円
２，１００人以上２，７００人未満	６，２７３，０００円
２，７００人以上３，３００人未満	７，７４９，０００円
３，３００人以上３，９００人未満	９，２２５，０００円
３，９００人以上	１０，７０１，０００円

(イ) (ア)以外（地域密着Ⅱ型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
３００人未満	２，８３３，０００円
３００人以上９００人未満	２，９７９，０００円
９００人以上１，５００人未満	３，２００，０００円

1, 500人以上2, 100人未満	4, 622, 000円
2, 100人以上2, 700人未満	6, 044, 000円
2, 700人以上3, 300人未満	7, 466, 000円
3, 300人以上3, 900人未満	8, 888, 000円
3, 900人以上	10, 310, 000円

(2) 幼稚園型 I

ア 在籍園児分（児童1人当たり日額）

(イ) 基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用）

a 年間延べ利用児童数2, 000人超の施設

(a) 平日 400円

(b) 長期休業日（8時間未満） 400円

(c) 長期休業日（8時間以上） 800円

b 年間延べ利用児童数2, 000人以下の施設

(a) 平日 $(1, 600, 000円 \div \text{年間延べ利用児童数} - 400円)$ （10円未満切り捨て）

(b) 長期休業日（8時間未満） 400円

(c) 長期休業日（8時間以上） 800円

(イ) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800円

(ウ) 長時間加算

a (イ) a (a) 及び (イ) b (a) については4時間（又は教育時間との合計が8時間）、(イ) a (c)、(イ) b (c) 及び (イ) については8時間を超えた利用の場合

(a) 超えた利用時間が2時間未満 150円

(b) 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円

(c) 超えた利用時間が3時間以上 450円

b (イ) a (b) 及び (イ) b (b) については4時間を超えた利用の場合

(a) 超えた利用時間が2時間未満 100円

(b) 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円

(c) 超えた利用時間が3時間以上 300円

(エ) 保育体制充実加算

- a bの(a)又は(b)の要件を満たした上で、(c)及び(d)の要件を満たす施設
1か所当たり年額 2, 892, 400円
- b 次の(a)又は(b)の要件を満たした上で、(c)及び(e)の要件を満たす施設
1か所当たり年額 1, 446, 200円
- (a) 平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること。
- (b) 平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施するとともに、休日において40日以上
の預かりを実施していること。
- (c) 年間延べ利用児童数が2, 000人超の施設であること。
- (d) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省第11号）第36条の3第2号ロ（附則第56条第1項において読替え）及びハに基づき配置する者（以下、「教育・保育従事者」という。）をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。
- (e) 教育・保育従事者の概ね2分の1以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。
- (㍑) 就労支援型施設加算（事務経費） 1か所当たり年額 1, 383, 200円
- a b(c)の配置月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691, 600円とする。
- b 次の要件を満たす施設に適用する。
- (a) 平日及び長期休業中の双方において、8時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること。
- (b) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令39号）第42条に規定されている連携施設となっていること。

(c) 本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること。

イ 在籍園児以外の児童分（ウ及び(3)を除く）（児童1人当たり日額）

(ア) 基本分 800円

(イ) 長時間加算（8時間を超えた利用）

a 超えた利用時間が2時間未満 150円

b 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円

c 超えた利用時間が3時間以上 450円

ウ 特別な支援を要する児童分（児童1人当たり日額） 4,000円

(ア) 以下のいずれかの要件を満たすと市町村が認める児童に適用する。

a 教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童

b 特別児童扶養手当証書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市町村が認める児童

(イ) 幼稚園型Ⅰに係る公費支援の総額（1施設当たり年額）は、10,223,000円を上限額とする（なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置（ア(ア)a(c)、ア(ア)b(c)、ア(ウ)、ア(エ)、イ(イ)及びウに係る基準額）を適用したことにより10,223,000円を超えた場合は、この限りでない）。

(3) 幼稚園型Ⅱ（児童1人当たり日額）

ア 2歳児

(ア) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が1,500人以上の施設

a 基本分 2,650円

b 長時間加算（8時間を超えた利用）

(a) 超えた利用時間が2時間未満 330円

(b) 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 660円

(c) 超えた利用時間が 3 時間以上 990 円

(イ) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が 1,500 人未満の施設

a 基本分 2,250 円

b 長時間加算（8 時間を超えた利用）

(a) 超えた利用時間が 2 時間未満 280 円

(b) 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 560 円

(c) 超えた利用時間が 3 時間以上 840 円

イ 1 歳児

(ア) 基本分 2,250 円

(イ) 長時間加算（8 時間を超えた利用）

a 超えた利用時間が 2 時間未満 280 円

b 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 560 円

c 超えた利用時間が 3 時間以上 840 円

ウ 0 歳児

(ア) 基本分 4,500 円

(イ) 長時間加算（8 時間を超えた利用）

a 超えた利用時間が 2 時間未満 560 円

b 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 1,120 円

c 超えた利用時間が 3 時間以上 1,680 円

3 茅ヶ崎市届出保育施設利用者支援事業費補助金

補助金交付の目的	届出保育施設（法第 59 条の 2 に基づき届出を義務付けられた施設（地方裁量型認定こども園及び事業所内に設置されたもの（企業主導型保育事業を含む）を除く。）をいう。以下同じ。）における児童の保育水準の向上を図る。
補助対象者	届出保育施設（財団法人子ども未来財団が認定している駅型保育施設を除く。）の設置者で神奈川県知事に届出をしたもの

補助対象事業		付表のとおり
補助金額		付表に定める補助基準額と補助対象者が補助対象事業等に関し実際に支出した額とを事業ごとに比較していずれか少ない額を合計して得た額の3分の2に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
交付申請書	様式	第1号様式その1
	提出期限	3月5日
	添付書類	1 補助金申請額算出書 2 月別入所児童等報告書（4月（年度途中に補助対象者に該当することとなった場合にあっては、事業の開始の日の属する月）から翌年2月までの分） 3 収支予算書 4 その他市長が必要と認める書類
補助金等交付決定通知書 様式		第3号様式その1
交付の時期		補助金交付決定通知後1月以内
実績報告書	様式	第5号様式
	提出期限	4月5日
	添付書類	1 補助事業精算書 2 月別入所児童等報告書 3 健康診断の受診に要する費用の領収書の写し 4 保菌検査に要する費用の領収書の写し 5 施設賠償責任保険の保険料の契約書の写し 6 施設賠償責任保険の保険料の領収書の写し 7 収支決算書 8 その他市長が必要と認める書類

付表

補助対象事業等	補助対象事業等の内容	単位	補助基準額
児童（一時預かりの児童（日又は時間単位による契約に基づき保育サービスを受ける者をいう。）にあっては、週１回以上かつ１月以上通所している児童に限る。）の健康診断	学校保健法（昭和３３年法律第５６号）に規定する健康診断に準じて行う年２回の健康診断の受診に要する経費	１年２回	１人１回あたり ４，０００円
調理又は調乳（牛乳、練乳、粉乳、調整乳等を使用し、育児用ミルクを作ることを行う。）を担当する職員の保菌検査（毎月行われている場合に限る。）	６月から９月までにあつては、赤痢菌、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌を含む保菌検査に要する経費	１月１回	１人につき ８４ ０円
	４月、５月及び１０月から３月までにあつては、赤痢菌及びサルモネラ菌を含む保菌検査に要する経費	１月１回	１人につき ４７ ０円
	検体の郵送に要する経費	１月１回	１施設につき １ ２０円
施設賠償責任保険	施設の欠陥、管理の不備又は保育中の監督不注意等によって生じた事故に基づき施設が児童又は第三者に対して法律上の賠償責任を負った場合において施設	１年１回	１施設につき １ ５，０００円

	の負担する損害賠償金を対象とした保険に要する経費		
--	--------------------------	--	--

4 茅ヶ崎市保育所施設設置等補助金

補助金交付の目的	既存の建物を利用した保育所の設置等に要する費用を補助することにより、新たな保育所の設置を促進する。
補助対象者	社会福祉法人以外の法人（茅ヶ崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等である者を除く。）
補助対象事業	1 既存の建物を賃借して保育所（分園を含む。以下この表において同じ。）を新設する場合に、保育の実施に必要な建物の改修、設備の整備及び改修期間中の建物の賃借を行う事業 2 保育所の用に供するため既存の建物を賃借する事業（（令和6年4月1日から令和7年3月31日までに開所した保育所に限る。）
補助金額	次に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれに掲げる額とする。ただし、土地の買収又は整地等に要する費用及びその他適当と認められないものを除く。 1 補助対象事業の項1に掲げる事業 保育の実施に必要な建物の改修、設備の整備に要する費用（備品の購入に要する費用を含む。）の額、改修期間に係る建物の賃借料及び礼金の額を合計して得た額（その額が38,223,000円を超えるときは、38,223,000円とし、分園の場合は26,210,000円を超えるときは、26,210,000円とする。）に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

		2 補助対象事業の項 2 に掲げる事業 建物の賃借料の額に 4 分の 3 を乗じて得た額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。ただし、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの賃借料に限る。
交付申請書	様式	第 1 号様式
	提出期限	別に定める日
	添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 賃貸借契約書の写し 4 補助対象事業の項 1 に掲げる事業にあつては、次に掲げる書類 (1) 貸借対照表 (2) 平面図及び立面図 (3) 工事契約書の写し (4) 工事仕様書 (5) 工事費の目別内訳書 (6) 工事工程計画表 (7) 見積書の写し (8) 施工前の写真 5 その他市長が必要と認める書類
補助金等交付決定通知書 様式		第 3 号様式
実績報告書	様式	第 5 号様式
	提出期限	補助対象事業の完了の日から起算して 3 0 日を経過する日
	添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 事業費精算書

		4 補助対象事業の項 1 に掲げる事業にあつては、次に掲げる書類 (1) 領収書の写し (2) 施工後の写真 (3) 検査済証の写し 5 その他市長が必要と認める書類
交付の時期		請求のあった日から 30 日以内
財産処分の制限	財産の種類及び期間	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣の定めるところによる。

5 茅ヶ崎市届出保育施設保育料補助金

補助金交付の目的	認可保育所等（認可保育所、認定こども園（保育所部分）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）をいう。以下同じ。）へ入所することができず、届出保育施設（法において届出が必要とされる保育施設で、事業所内保育施設（従業員枠）、地方裁量型認定こども園、幼稚園類似施設、企業主導型保育を除く。以下同じ。）を利用している世帯の経済的負担の軽減を図る。
補助対象者	1 市内に居住している。 2 市内の認可保育所等への入所申込みし、入所ができず待機となっている。湘南ライフタウン堤地区（堤 1～110 番地）に住所がある方は、藤沢市の認可保育所等への入所申込みし、入所ができず待機となっている場合も対象（待機してもよい入所意思の場合や過去に内定辞退をしている場合は補助対象外） 3 児童の保育が必要とされる要件を満たしている。（求職中及び育児休業中、要件を満たしていない月は補助対象外）

		4 認可外保育施設と月極契約をしている。（茅ヶ崎市以外の認可外保育施設でも対象。一時預かり、事業所内保育（従業員枠）、院内保育園、幼稚園類似施設（届出対象施設の幼児園を含む）、企業主導型保育（地域枠・企業枠）は補助対象外） 5 認可外保育施設の保育料を滞りなく納付している。 6 0歳児から2歳児クラスまでの市民税課税世帯。（当該年度の4月1日時点で2歳までの児童。4月2日以降に誕生日を迎え満3歳に達しても、その年度中は補助対象）
補助対象事業		1月以上に渡り届出保育施設と利用契約（法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業に係る契約を除く。）をしている世帯に対し、当該施設を利用するための経費の一部を助成する事業
補助金額		対象児童一人につき、届出保育施設に現に支払っている保育料の月額と月額5,000円のいずれか少ない金額
交付申請書	様式	第1号様式その3
	提出期限	1 4月から9月利用分 11月末 2 10月から3月利用分 3月末
	添付書類	1 保育が必要とされることを証明する書類及び認可保育所等の保育料を算定する資料（認可保育所等への入所手続き時に提出していない場合） 2 届出保育施設に在籍していることを証する書類 3 届出保育施設の保育料を支払っていることを証する書類 4 その他市長が必要と認める書類
補助金等交付決定通知書様式		第3号様式その2

交付の時期	補助金交付決定通知後 3 月以内
-------	------------------

6 茅ヶ崎市小規模保育事業等運営費補助金

補助金の交付の目的		小規模保育事業（法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する事業をいう。以下同じ。）及び、事業所内保育事業（法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する事業をいう。以下同じ。）に市町村認可事業として位置付けられ、子ども・子育て支援法第 2 9 条第 1 項に基づく確認を受けた事業（以下「小規模保育事業等」という。）における自主的な施設経営を促進するとともに、経営基盤の安定及び強化並びに入所児童の処遇の向上を図る。
補助対象者		小規模保育事業等を設置経営する法人で社会福祉法人以外のも（茅ヶ崎市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等である者を除く。）
補助対象事業		付表 1 のとおり
補助金額		1 施設当たり付表 2 に掲げる額
交付申請書	様式	第 1 号様式その 1
	提出期限	別に定める日
	添付書類	1 事業計画書 2 補助金申請額算定内訳書 3 収支予算書 4 貸借対照表 5 実施事業における支出予定がわかる書類 6 その他市長が必要と認める書類
補助金等交付決定通知書 様式		第 3 号様式その 1
交付の時期		請求のあった日から 3 0 日以内
実	様式	第 5 号様式

	提出期限	5 月 3 1 日
	添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 助成事業精算書 4 実施事業における支出がわかる書類 5 その他市長が必要と認める書類

付表 1

補助金の種類	補助対象事業等の内容
年齢別利用者基礎加算	実施年齢 2 歳以下の受入を促進及び処遇の改善を図るための経費
損害保険加入費	賠償責任保険及び利用者に係る傷害保険の加入に要する経費（スポーツ振興センターの災害共済給付に加入の場合は併用可）
延長保育促進事業運営費	小規模保育事業等における延長保育事業を円滑に実施し、延長保育に対する保育需要に対応するとともに、入所児童の福祉の向上を図る費用。1 1 時間の開所時間を超えて、さらに 3 0 分以上の延長保育を実施する事業（以下「延長保育事業」という。）。なお、延長保育事業とは、延長保育事業実施要綱に定められた事業をいう。また、実施体制を整えている場合に限り、児童数の実績に関わらず事業を実施したとみなすこととする。なお、平均対象児童数は、年間の上記の延長時間区分における各週の最も多い利用児童数から各月における各週の最も少ない利用児童数を除いた人数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とする。
一時預かり事業運営費	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を小規模保育事業等において一時的に預かり、必要な保護を行うことにより、子育て家庭における保護者の負担の

	軽減を図るとともに児童の福祉の向上を図る費用。なお、一時預かり事業とは、一時預かり事業実施要綱に定められた事業をいう。
保育所等業務効率化推進事業費	保育所等における業務効率化の推進を図ることを目的とする次に掲げる機能を有するシステムの導入 (1) 保育に関する計画及び記録に関する機能 (2) 児童の登園及び降園の管理に関する機能 (3) 保護者との連絡に関する機能 (4) キャッシュレス決済に関する機能
保育エキスパート等研修代替保育士雇用費	保育士等が研修を受講しやすい環境を整えるとともに、保育士等が研修に参加している期間において保育の質の確保を図る事業。
紙おむつ処分事業費	小規模保育事業等において児童が使用した紙おむつの処分

付表 2

補助の種類	補助金額		
年齢別利用者基礎加算	実施年齢 0、1 歳年間受入児童数×17,240 円と実施年齢 2 歳年間受入児童数×8,620 円を合計した額		
損害保険加入費	賠償責任保険及び利用者に係る傷害保険の加入に要する費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額		
延長保育促進事業運営費	1 次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める額 (1) 30 分を超え 1 時間以内の延長保育を実施する場合 月額 20,000 円 (2) 1 時間を超え 2 時間以内の延長保育を実施する場合 月額 80,000 円 2 一般型 (1) 保育短時間認定（在籍児童 1 人当たり年額） ア 小規模保育事業		
	延長時間区分	A 型・B 型	C 型

	1 時間	1 4, 0 0 0 円	17, 7 0 0 円
	2 時間	2 8, 0 0 0 円	3 5, 4 0 0 円
	3 時間	4 2, 0 0 0 円	5 3, 1 0 0 円
	イ 事業所内保育事業（定員 1 9 人以下）		
	延長時間区分		
	1 時間	1 2, 9 0 0 円	
	2 時間	2 5, 8 0 0 円	
	3 時間	3 8, 7 0 0 円	
	(2) 保育標準時間認定（1 事業当たり年額）		
	ア 小規模保育事業		
	(7) 自園調理等		
	「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（イにおいて同じ）		
	延長時間区分	A 型・B 型	C 型
	3 0 分	6 0 0, 0 0 0 円	6 0 0, 0 0 0 円
	1 時間	1, 4 2 2, 0 0 0 円	1, 4 2 2, 0 0 0 円
2 ～ 3 時間	1, 7 6 0, 0 0 0 円	1, 7 6 0, 0 0 0 円	
4 ～ 5 時間	4, 3 6 6, 0 0 0 円	4, 3 4 6, 0 0 0 円	
6 時間以上	5, 0 9 2, 0 0 0 円	5, 0 7 1, 0 0 0 円	
(イ) その他			
延長時間区	A 型・B 型	C 型	

	分		
	30分	600,000円	600,000円
	1時間	1,375,000円	1,375,000円
	2～3時間	1,605,000円	1,605,000円
	4～5時間	3,524,000円	3,503,000円
	6時間以上	3,944,000円	3,923,000円
	イ 事業所内保育事業		
	(7) 自園調理等		
	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下
	30分	552,000円	552,000円
	1時間	1,619,000円	1,308,000円
	2～3時間	2,540,000円	1,619,000円
	4～5時間	5,220,000円	4,017,000円
	6時間以上	6,168,000円	4,685,000円
	(イ) その他		
	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下
			A型・B型
	30分	552,000円	552,000円

	1 時間	1, 4 0 6 , 0 0 0 円	1, 2 6 5, 0 0 0 円
	2 ～ 3 時間	1, 8 2 8 , 0 0 0 円	1, 4 7 7, 0 0 0 円
	4 ～ 5 時間	3, 8 7 5 , 0 0 0 円	3, 2 4 2, 0 0 0 円
	6 時間以上	4, 5 4 2 , 0 0 0 円	3, 6 2 8, 0 0 0 円
	3 延長保育料の免除を行った場合の補助金額 児童（B階層の世帯に属する児童については、延べ27時間30分以内の延長保育を利用している児童にあつてはその扶養義務者から児童1人につき1, 0 0 0 円以上の延長保育料を、延べ27時間30分を超える延長保育を利用している児童にあつてはその扶養義務者から児童1人につき5 0 0 円以上の延長保育料を徴収している場合における児童に限る。）1人につき次の表に定める額		
保育料の階層		補助金額（月額）	
A階層		当該減免した額。ただし、次に掲げる児童の区分に応じ、それぞれに定める額を上限とする。 1 延長保育を利用した時間が1月につき延べ27時間以内である児童 4, 0 0 0 円 2 延長保育を利用した時間が1月につき延べ27時間を超え40時間30分以内である児童 6, 0 0 0 円 3 延長保育を利用した時間が1月につき延べ40時間30分を超える児	

		童 8, 0 0 0 円										
	B階層	当該減免した額。ただし、次に掲げる児童の区分に応じ、それぞれに定める額を上限とする。 1 延長保育を利用した時間が1月につき延べ27時間以内である児童 月額3, 0 0 0 円 2 延長保育を利用した時間が1月につき延べ27時間を超え40時間30分以内である児童 月額4, 5 0 0 円 3 延長保育を利用した時間が1月につき延べ40時間30分を超える児童 月額6, 0 0 0 円										
一時預かり事業運営費	1 運営費 (1) 一般型 ア 一般型対象児童（イを除く）児童（1か所当たり年額） 保育従事者が全て保育士（1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下の施設において、保育士とみなされる家庭的保育者と同等の研修を修了した者を含む。）の場合 <table><tr><td>年間延べ利用児童数</td><td>基準額</td></tr><tr><td>300人未満</td><td>2, 833, 000円</td></tr><tr><td>300人以上900人未満</td><td>3, 105, 000円</td></tr><tr><td>900人以上1, 500人未満</td><td>3, 321, 000円</td></tr><tr><td>1, 500人以上2, 10</td><td>4, 797, 000円</td></tr></table>		年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	2, 833, 000円	300人以上900人未満	3, 105, 000円	900人以上1, 500人未満	3, 321, 000円	1, 500人以上2, 10	4, 797, 000円
年間延べ利用児童数	基準額											
300人未満	2, 833, 000円											
300人以上900人未満	3, 105, 000円											
900人以上1, 500人未満	3, 321, 000円											
1, 500人以上2, 10	4, 797, 000円											

	0人未満	
	2,100人以上2,700人未満	6,273,000円
	2,700人以上3,300人未満	7,749,000円
	3,300人以上3,900人未満	9,225,000円
	3,900人以上	10,701,000円
	イ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童1人当たり日額） 3,600円 (2) 余裕活用型（児童1人当たり日額） ア 基本分 2,400円 イ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童1人当たり日額） 3,600円	
保育所等業務効率化推進事業費	付表1 保育所等業務効率化推進事業費の項(1) から(4)までに掲げる機能を有するシステムの導入に要する費用の額に相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に4分の3を乗じて得た額とし、次の表に定める額を上限とする。	
	端末の導入を伴う場合の上限額	端末の導入を伴わない場合の上限額
1つの機能を有するシステムを導入する場合	525,000円	150,000円
2つの機能を有するシステムを導入する場合	675,000円	300,000円

	3つの機能を有するシステムを導入する場合	825,000円	450,000円
	4つの機能を有するシステムを導入する場合	975,000円	600,000円
保育エキスパート等研修 代替保育士雇用費	補助対象経費及び補助基準額は次のとおりとする。 1 補助対象経費は、保育士等（「保育士等」とは、保育士等キャリアアップ研修の実施について（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号）3(1)に定める研修の対象者）が研修（「研修」とは、保育士等キャリアアップ研修の実施について（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号）に基づき、県が実施する研修（委託を含む）及び県が指定した研修をいう。）に参加するにあたり、保育所等が代替保育士等を雇用した場合に要する雇用経費（公定価格の基本分単価に含まれる保育士1人当たり年間3日分の研修代替要員分を除く。）。 2 補助基準額は、代替保育士等の雇用日数に1日当たり8,190円を乗じた額とする。		
紙おむつ処分事業費	次に掲げる額のいずれか低い額 (1) 保育所等を利用する児童が使用した紙おむつの処分に係る経費（当該経費の算出ができない場合は、120円に4月1日における入所児童数（実施年齢が3歳以下の児童に限る。）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）） (2) 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 利用定員が19人以下の施設 50,000円 イ 利用定員が20人以上90人以下の施設 100,		

	０００円 ウ 利用定員が９１人以上の施設 １５０，０００円
--	---

7 茅ヶ崎市小規模保育事業施設整備費補助金

補助金交付の目的		既存の建物を利用した小規模保育事業（法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）の設置等に要する費用を補助することにより、新たな小規模保育事業の設置を促進する。
補助対象者		社会福祉法人以外の法人（茅ヶ崎市暴力団排除条例第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等である者を除く。）
補助対象事業		既存の建物を賃借して小規模保育事業を新設する場合に、保育の実施に必要な建物の改修、設備の整備及び改修期間中の建物の賃借を行う事業
補助金額		保育の実施に必要な建物の改修、設備の整備に要する費用（備品の購入に要する費用を含む。）の額、改修期間に係る建物の賃借料及び礼金の額を合計して得た額（その額が３８，２２３，０００円を超えるときは、３８，２２３，０００円とする。）に４分の３を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
交付申請書	様式	第１号様式
	提出期限	別に定める日
	添付書類	１ 事業計画書 ２ 収支予算書 ３ 賃貸借契約書の写し

		4 貸借対照表 5 平面図及び立面図 6 工事契約書の写し 7 工事仕様書 8 工事費の目別内訳書 9 工事工程計画表 10 見積書の写し 11 施工前の写真 12 その他市長が必要と認める書類
補助金等交付決定通知書 様式		第3号様式
実績 報告 書	様式	第5号様式
	提出期限	補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過する日
	添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 事業費精算書 4 領収書の写し 5 施工後の写真 6 検査済証の写し 7 その他市長が必要と認める書類
交付の時期		請求のあった日から30日以内
財産処分の 制限	財産の種類	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣の定めるところによる。

8 茅ヶ崎市連携施設補助金

補助金の交付の目的	地域型保育事業（法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、及び同条第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ
-----------	--

	。)の連携施設となった保育所、幼稚園及び認定こども園に対し、連携に係る経費を補助することで、地域型保育事業の卒園児の受け皿を確保するとともに、地域型保育事業の保育の質の向上を図る。
補助対象者	地域型保育事業の連携施設となった保育所、幼稚園及び認定こども園を設置経営する法人で社会福祉法人以外のもの（茅ヶ崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等である者を除く。）
補助対象事業等	1 地域型保育事業の連携施設となり、付表に掲げる連携を行うこと。公立施設及び同一法人による連携は対象外とする。 2 交付された補助金は、配置基準を超えて保育士等を配置するために必要な雇用経費にあてること。常勤・非常勤は問わない。ただし、補助額の範囲内で需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費にあてることができる。 3 連携内容に「卒園児の受入枠」を1名以上必ず設定すること。（市が保育の利用を希望する児童に対し、保育所等の利用に係る調整を行った場合を除く。）。保育支援のみの連携では補助対象外とする。 4 連携内容を記した協定書を取り交わすこと（市が保育の利用を希望する児童に対し、保育所等の利用に係る調整を行った場合を除く。）。 5 常態的に土曜日を開所しない場合、年末年始・日曜祝日以外に長期休暇（連続して7日間以内）を設定する場合は、補助基準額から7%の減額措置をする。ただし、

		連続して8日間（営業日）以上長期休暇を設定する場合は、補助対象外とする。 6 幼稚園については、1日8時間以上（教育時間前後の預かり保育を含む）開所していること。 7 保育支援分は、実施する項目の合計額を補助額とする。 8 連携を開始した月から補助を開始し、連携月数に月額補助単価を乗じた額を補助額とする。 9 補助対象経費は子ども・子育て支援法に基づく施設型給付や、他の補助金の対象経費と重複しないこと。										
補助金額		1 保育支援分（1連携当たり） 下表の月額単価×連携月数 <table><tr><th>連携内容</th><th>月額単価</th></tr><tr><td>集団保育の機会の設定</td><td>16,220円</td></tr><tr><td>地域型保育事業者への指導・助言</td><td>19,100円</td></tr><tr><td>保育内容の支援（合同行事・合同健診など）</td><td>8,110円</td></tr><tr><td>代替保育の提供</td><td>16,220円</td></tr></table> 2 卒園児の受入枠設定分（1人当たり） 月額 26,550円×連携月数	連携内容	月額単価	集団保育の機会の設定	16,220円	地域型保育事業者への指導・助言	19,100円	保育内容の支援（合同行事・合同健診など）	8,110円	代替保育の提供	16,220円
連携内容	月額単価											
集団保育の機会の設定	16,220円											
地域型保育事業者への指導・助言	19,100円											
保育内容の支援（合同行事・合同健診など）	8,110円											
代替保育の提供	16,220円											
交付申請書	様式	第1号様式その1										
	提出期限	別に定める日										
	添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 連携内容を記した協定書の写し（市が保育の利用を希望する児童に対し、保育所等の利用に係る調整を行った場合を除く。） 4 その他市長が必要と認める書類										

補助金等交付決定通知書 様式		第 3 号様式その 2
交付の時期		請求のあった日から 3 0 日以内
実績 報告 書	様式	第 5 号様式
	提出期限	5 月 3 1 日
	添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 事業費精算書 4 その他市長が必要と認める書類

付表

項目		内容
1 保 育 支 援	(1) 集団保育の機会の設定	地域型保育事業を利用する児童に対して、定期的に連携施設を開放し、連携施設の入所児童との交流や、集団活動を通じた児童同士の関係作りなど、合同保育に関する支援
	(2) 地域型保育事業者への指導・助言	乳幼児の保育に関する相談・指導等の支援
	(3) 保育内容の支援	地域型保育事業を利用する児童を招いて、運動会や発表会等の行事を合同で実施するなど、行事への参加に関する支援、児童に提供する食事の献立作成及び調理・搬入等の支援、健康診断や健康管理に関する嘱託医に対する相談等の支援
	(4) 代替保育の提供	保育士等の急な病休等の際や、研修受講時の代替要員の派遣等の支援
2 卒園児の受入枠設定		地域型保育事業を利用する児童が満 3 歳に達した場合など、事業所を卒園する際の受け皿としての支援

9 茅ヶ崎市家庭的保育事業運営費補助金

補助金の交付の目的		家庭的保育事業（法第6条の3第9項に規定する事業をいう。以下同じ。）に市町村認可事業として位置付けられ、子ども・子育て支援法第29条第1項に基づく確認を受けた事業）における自主的な施設経営を促進するとともに、経営基盤の安定及び強化並びに入所児童の処遇の向上を図る。
補助対象者		家庭的保育事業者（茅ヶ崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等である者を除く。）
補助対象事業		付表1のとおり
補助金額		1事業者当たり付表2に掲げる額
交付申請書	様式	第1号様式その1
	提出期限	別に定める日
	添付書類	1 事業計画書 2 補助金申請額算定内訳書 3 実施事業における支出予定がわかる書類 4 その他市長が必要と認める書類
補助金等交付決定通知書 様式		第3号様式その1
交付の時期		請求のあった日から30日以内
実績報告書	様式	第5号様式
	提出期限	5月31日
	添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 補助事業精算書 4 実施事業における支出がわかる書類 5 その他市長が必要と認める書類

付表 1

補助金の種類	補助対象事業等の内容
一時預かり事業運営費	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を一時的に預かり、必要な保護を行うことにより、子育て家庭における保護者の負担の軽減を図るとともに児童の福祉の向上を図る事業（一般型にあつては、当該事業の保育従事者の全員が保育士又は1日当たりの平均利用児童数が概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者である場合に限る。）
保育所等業務効率化推進事業費	保育所等における業務効率化の推進を図ることを目的とする次に掲げる機能を有するシステムの導入 (1) 保育に関する計画及び記録に関する機能 (2) 児童の登園及び降園の管理に関する機能 (3) 保護者との連絡に関する機能 (4) キャッシュレス決済に関する機能
紙おむつ処分事業費	家庭的保育事業において児童が使用した紙おむつの処分

付表 2

補助の種類	補助金額	
一時預かり事業運営費	1 一般型	
	(1) 一般型対象児童	
	年間延べ利用児童数	基準額（年額）
	300人未満	2,833,000円
	300人以上900人未満	3,105,000円
	900人以上1,500人未満	3,321,000円
	1,500人以上2,100人未満	4,797,000円
	2,100人以上2,700人未満	6,273,000円

	0人未満		
	2,700人以上3,300人未満	7,749,000円	
	3,300人以上3,900人未満	9,225,000円	
	3,900人以上	10,701,000円	
	(2) 特別支援児童（障害児・多胎児）加算 児童1人当たり日額3,600円		
	2 余裕活用型		
	(1) 基本分 日額2,400円		
	(2) 特別支援児童（障害児・多胎児）加算 児童1人当たり日額3,600円		
保育所等業務効率化推進事業費	付表1 保育所等業務効率化推進事業費の項(1)から(4)までに掲げる機能を有するシステムの導入に要する費用の額に相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に4分の3を乗じて得た額とし、次の表に定める額を上限とする。		
		端末の導入を伴う場合の上限額	端末の導入を伴わない場合の上限額
	1つの機能を有するシステムを導入する場合	525,000円	150,000円
	2つの機能を有するシステムを導入する場合	675,000円	300,000円
	3つの機能を有するシステムを導入する場合	825,000円	450,000円

	導入する場合		
	4つの機能を有	975,000円	600,000円
	するシステムを		
	導入する場合		
紙おむつ処分事業費	次に掲げる額のいずれか低い額 (1) 保育所等を利用する児童が使用した紙おむつの処分に係る経費（当該経費の算出ができない場合は、120円に4月1日における入所児童数（実施年齢が3歳以下の児童に限る。）を乗じて得た額に12を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）） (2) 次に掲げる施設の区分ごとにそれぞれ定める額 ア 利用定員が19人以下 50,000円 イ 利用定員が20人以上90人以下 100,000円 ウ 利用定員が91人以上 150,000円		

10 茅ヶ崎市保育士宿舎借上支援事業補助金

補助金の交付の目的	保育士の宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。
補助対象者	保育所、認定こども園、小規模保育事業を設置経営する法人で社会福祉法人以外のもの（茅ヶ崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等である者を除く。）
補助対象事業	保育士を居住させるための宿舎を借り上げる事業
補助金額	1 補助条件は以下のとおりとする。

	(1) 補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施年度における宿舍の借り上げに要する賃借料及び共益費又は管理費（以下「賃借料等」という。）とする。 (2) 補助の対象となる保育士は、補助対象者に雇用された者で、雇用開始日から起算して9年以内の常勤保育士（常勤的非常勤の職員を含み、施設長を除く）であることとする。 (3) 補助の対象となる宿舍は、補助対象者が借り上げている補助の対象となる保育士を居住させるための本市内にある宿舍であり、補助の対象となる保育士が入居していることを証明できることとする。 (4) 本事業は保育士の就業継続を含む保育士確保のための事業であることに鑑み、補助対象者は、保育士の就業継続のための研修への積極的参加を図るなど、保育士の就業継続に努めること。 2 補助金額は以下のとおりとする。 (1) 補助の対象となる経費に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、宿舍1部屋あたり月額54,000円上限とする。 ただし、令和元年度から引き続き令和5年度において本事業の対象者であって、令和6年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舍に入居している場合には、宿舍1部屋あたり月額61,000円を上限とする。 (2) 補助対象者が設置経営する本市内にある施設の保育所部分の定員数（補助対象者が複数設置運営している場合は合計の定員数）に応じ以下のとおり上限額を定
--	---

		める。 ア 60名以下 月額61,000円 イ 61名から150名 月額122,000円 ウ 151名以上 月額183,000円 (3) 補助の対象となる保育士から賃借料等を徴収している場合は、賃借料等の差額分から算出した額を補助する。 (4) 宿舍借り上げの費用について、他の補助事業等により、住居手当又はそれに類する補助をしている場合には、対象としない。 (5) 補助の対象となる保育士が未入居の月は、対象としない。
交付申請書	様式	第1号様式その1
	提出期限	別に定める日
	添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 賃貸借契約書の写し 4 保育士証の写し 5 住民票の写し 6 雇用を証する書類 7 保育士本人負担額を確認する書類 8 その他市長が必要と認める書類
補助金等交付決定通知書 様式		第3号様式その1
交付の時期		請求のあった日から30日以内
実績報告書	様式	第5号様式
	提出期限	補助対象事業の完了の日から起算して2月を経過する日又は当該事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか

		れか早い日
	添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 事業費精算書 4 その他市長が必要と認める書類

1 1 茅ヶ崎市保育所等施設整備費補助金

補助の目的	保育所及び幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の整備に対して助成することにより、児童福祉の増進を図る。
補助対象者	保育所及び幼保連携型認定こども園を設置経営する社会福祉法人以外のもの（茅ヶ崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等である者を除く。）
補助対象事業等	1 子ども・子育て支援法第61条の規定により策定された茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所及び幼保連携型認定こども園について付表に定める整備をする事業 2 次に掲げるものは、補助の対象としないものとする。 (1) 土地の買収又は整地等に要する費用 (2) その他施設整備費及び設備整備費として適当と認められないもの
補助金額等	1 保育所及び幼保連携型認定こども園の児童福祉施設としての保育を実施する部分においては、付表1の額と付表1により算定した額に8分の1を乗じて得た額との合計（大規模修繕等については付表1の額により算定した額に4分の3を乗じて得た額とし、防音壁整備について

		は、付表 1 の額と付表 1 により算定した額に 2 分の 1 を乗じて得た額との合計）（その額に 1, 0 0 0 円未満の額があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 2 幼保連携型認定こども園の学校としての教育を実施する部分においては、付表 2 の額に 4 分の 3 を乗じて得た額（その額に 1, 0 0 0 円未満の額があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
交付申請書	様式	第 1 号様式その 1
	提出期限	別に定める日
	添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 平面図及び立面図 4 工事仕様書 5 工事費の目別内訳書 6 見積書の写し 7 工事契約書の写し 8 貸借対照表 9 室名及び面積表 1 0 施工前の写真 1 1 その他市長が必要と認める書類
交付決定通知書様式		第 3 号様式その 1
交付の時期		請求のあった日から 3 0 日以内
実績報告書	様式	第 5 号様式
	提出期限	補助対象事業の完了の日から起算して 3 0 日を経過する日
	添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 事業費精算書 4 領収書の写し

		5 施工後の写真 6 工事完了を確認するに足りる検査済証の写し 7 その他市長が必要と認める書類
財産処分の 制限	財産の種類 及び期間	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣の定めるところによる。（補助対象事業等の3に限る。）

付表 1

補助基準額表

区分				基準額
創設、増築、増改築及び改築	本体工事	定員	2 0 人以下	7 6， 7 0 0， 0 0 0 円
			2 1 人以上 3 0 人以下	8 0， 4 0 0， 0 0 0 円
			3 1 人以下 4 0 人以下	9 3， 4 0 0， 0 0 0 円
			4 1 人以下 7 0 人以下	1 0 6， 6 0 0， 0 0 0 円
			7 1 人以上 1 0 0 人以下	1 3 8， 4 0 0， 0 0 0 円
			1 0 1 人以上 1 3 0 人以下	1 6 6， 5 0 0， 0 0 0 円
			1 3 1 人以上 1 6 0 人以下	1 9 2， 8 0 0， 0 0 0 円
			1 6 1 人以上 1 9 0 人以下	2 1 9， 0 0 0， 0 0 0 円
			1 9 1 人以上 2 2 0 人以下	2 4 3， 4 0 0， 0 0 0 円
			2 2 1 人以上 2 5 0 人以下	2 6 9， 6 0 0， 0 0 0 円
			2 5 1 人以上	2 9 9， 6 0 0， 0 0 0 円
	特殊附帯工事		1 0， 5 6 0， 0 0 0 円	
	設計料加算		本体工事に係る基準額（開設準備費加算、土地借料加算を除く。）×0．05（千円未満切り捨て）	
	開設準備費加算		次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算	
		定員	2 0 人以下	3 6， 0 0 0 円
			2 1 人以上 3 0 人以下	2 7， 0 0 0 円
			3 1 人以上 4 0 人以下	2 2， 0 0 0 円

			4 1 人以上 7 0 人以下	1 9, 0 0 0 円
			7 1 人以上 1 0 0 人以下	1 5, 0 0 0 円
			1 0 1 人以上 1 3 0 人以下	1 3, 0 0 0 円
			1 3 1 人以上 1 6 0 人以下	1 2, 0 0 0 円
			1 6 1 人以上	1 1, 0 0 0 円
	土地借料加算		3 1, 0 0 0, 0 0 0 円	
	地域の余裕スペース 活用促進加算		1 0, 8 8 0, 0 0 0 円	
増 改 築 及 び 改 築	解体撤去工事	定員	2 0 人以下	1, 5 3 5, 0 0 0 円
			2 1 人以上 3 0 人以下	1, 7 4 0, 0 0 0 円
			3 1 人以下 4 0 人以下	2, 3 2 0, 0 0 0 円
			4 1 人以下 7 0 人以下	2, 9 2 1, 0 0 0 円
			7 1 人以上 1 0 0 人以下	4, 1 1 9, 0 0 0 円
			1 0 1 人以上 1 3 0 人以下	4, 9 4 4, 0 0 0 円
			1 3 1 人以上 1 6 0 人以下	6, 1 8 0, 0 0 0 円
			1 6 1 人以上 1 9 0 人以下	7, 4 1 6, 0 0 0 円
			1 9 1 人以上 2 2 0 人以下	8, 6 5 2, 0 0 0 円
			2 2 1 人以上 2 5 0 人以下	9, 8 9 0, 0 0 0 円
			2 5 1 人以上	1 1, 1 2 5, 0 0 0 円
	仮施設設備 工事	定員	2 0 人以下	2, 7 3 4, 0 0 0 円
			2 1 人以上 3 0 人以下	3, 3 3 6, 0 0 0 円
			3 1 人以下 4 0 人以下	4, 0 4 3, 0 0 0 円
			4 1 人以下 7 0 人以下	5, 6 1 7, 0 0 0 円
			7 1 人以上 1 0 0 人以下	8, 4 2 8, 0 0 0 円
			1 0 1 人以上 1 3 0 人以下	1 0, 1 1 4, 0 0 0 円
			1 3 1 人以上 1 6 0 人以下	1 2, 6 4 2, 0 0 0 円
			1 6 1 人以上 1 9 0 人以下	1 3, 8 2 3, 0 0 0 円
			1 9 1 人以上 2 2 0 人以下	1 6, 1 2 8, 0 0 0 円

			2 2 1 人以上 2 5 0 人以下	1 8 , 4 3 2 , 0 0 0 円
			2 5 1 人以上	2 0 , 7 3 5 , 0 0 0 円
大規模修繕等				実支出額
防音壁整備				3 , 4 4 1 , 0 0 0 円

付表 2

補助基準額表

区分				基準額
創設、増築、増改築及び改築	本体工事	定員	2 0 人以下	5 7 , 4 0 0 , 0 0 0 円
			2 1 人以上 3 0 人以下	6 0 , 2 0 0 , 0 0 0 円
			3 1 人以下 4 0 人以下	7 0 , 1 0 0 , 0 0 0 円
			4 1 人以下 7 0 人以下	7 9 , 9 0 0 , 0 0 0 円
			7 1 人以上 1 0 0 人以下	1 0 3 , 8 0 0 , 0 0 0 円
			1 0 1 人以上 1 3 0 人以下	1 2 4 , 8 0 0 , 0 0 0 円
			1 3 1 人以上 1 6 0 人以下	1 4 4 , 4 0 0 , 0 0 0 円
			1 6 1 人以上 1 9 0 人以下	1 6 4 , 1 0 0 , 0 0 0 円
			1 9 1 人以上 2 2 0 人以下	1 8 2 , 5 0 0 , 0 0 0 円
			2 2 1 人以上 2 5 0 人以下	2 0 2 , 2 0 0 , 0 0 0 円
			2 5 1 人以上	2 2 4 , 5 0 0 , 0 0 0 円
	特殊附帯工事		7 , 8 5 0 , 0 0 0 円	
	設計料加算		本体工事及び特殊附帯工事費に係る基準額×0. 0 5 （千円未満切り捨て）	
増改築及び改築	解体撤去工事	定員	2 0 人以下	1 , 1 5 0 , 0 0 0 円
			2 1 人以上 3 0 人以下	1 , 3 0 5 , 0 0 0 円
			3 1 人以下 4 0 人以下	1 , 7 4 0 , 0 0 0 円
			4 1 人以下 7 0 人以下	2 , 1 9 1 , 0 0 0 円
			7 1 人以上 1 0 0 人以下	3 , 0 8 8 , 0 0 0 円
			1 0 1 人以上 1 3 0 人以下	3 , 7 0 7 , 0 0 0 円
			1 3 1 人以上 1 6 0 人以下	4 , 6 3 5 , 0 0 0 円
			1 6 1 人以上 1 9 0 人以下	5 , 5 6 2 , 0 0 0 円
			1 9 1 人以上 2 2 0 人以下	6 , 4 8 9 , 0 0 0 円
			2 2 1 人以上 2 5 0 人以下	7 , 4 1 6 , 0 0 0 円
			2 5 1 人以上	8 , 3 4 4 , 0 0 0 円

	仮施設設備 工事	定員	20人以下	2,050,000円
			21人以上30人以下	2,502,000円
			31人以下40人以下	3,032,000円
			41人以下70人以下	4,213,000円
			71人以上100人以下	6,320,000円
			101人以上130人以下	7,595,000円
			131人以上160人以下	9,483,000円
			161人以上190人以下	10,367,000円
			191人以上220人以下	12,095,000円
			221人以上250人以下	13,823,000円
			251人以上	15,551,000円

備考

- 1 この表において「創設」とは、新たに施設を整備することをいう。
- 2 この表において「増築」とは、既存施設の定員の増員を図るための整備をすることをいう。
- 3 この表において「改築」とは、既存施設の定員の増員を行わないで改築整備をすることをいう。
- 4 この表において「増改築」とは、既存施設の定員の増員を図るための増築整備をするとともに、既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすることをいう。
- 5 この表において「特殊附帯工事」とは、付表1においては、創設、増築、増改築及び改築と同時に行う、排水の再利用その他の資源の有効活用を図るための設備の整備で市長が必要と認めるものをいい、付表2においては、創設、増築、増改築及び改築と同時に行う、排水の再利用その他の資源の有効活用を図るための設備の整備及び樹木その他の屋外教育環境の整備で市長が必要と認めるものをいう。
- 6 この表において「大規模修繕等」とは、既存施設について、施設の老朽化に伴う、屋上の防水工事、給排水設備の改修工事等で市長が必要と認めるものをいう。
- 7 増築、一部改築等、定員のすべてが工事に係らない場合の基準額は、「（工事に係る定員数÷整備後の総定員数）×整備後の総定員数の規模における基準額」で算定す

る。

また、工事に係る定員が算定できない場合の基準額は「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定する。

- 8 解体撤去工事又は仮施設設備工事等、定員のすべてが工事に係らない場合の基準額は、「（既存施設の工事にかかる定員数÷整備前の総定員数）×整備前の総定員数の規模における基準額」で算定する。

また、工事に係る定員が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×改築する面積／既存施設の総面積」で算定する。

1 2 茅ヶ崎市私立幼稚園団体補助金

補助金交付の目的		茅ヶ崎市内の私立幼稚園の振興を図る。
補助対象者		茅ヶ崎市私立幼稚園協会
補助対象事業		1 職員の資質向上を図る事業 2 その他私立幼稚園の振興に関する事業
補助金額		茅ヶ崎市私立幼稚園協会 補助対象事業に要した費用に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、500,000円以内で予算の額を限度とする。
交付申請書	様式	第1号様式その4
	提出期限	別に定める日
	添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書
補助金等交付決定通知書様式		第3号様式その1
交付の時期		請求のあった日から30日以内

実績報告書	様式	第 5 号様式
	添付書類	1 事業実績報告書 2 収支決算書
	提出期限	5 月 3 1 日

1 3 茅ヶ崎市私立幼稚園健康管理費補助金

補助金交付の目的		茅ヶ崎市内の私立幼稚園の幼児の健康の増進を図る。
補助対象者		茅ヶ崎市内の私立幼稚園の設置者。ただし、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条第 1 項に規定する特定・教育保育施設を除く。
補助対象事業		学校保健安全法第 1 3 条（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）1 項及び 2 項の規定に基づき実施する健康診断事業
補助金額		補助対象事業に要した費用に相当する額とする。ただし、6 8, 0 0 0 円を上限とする。
交付申請書	様式	第 1 号様式その 4
	提出期限	別に定める日
	添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書
補助金等交付決定通知書様式		第 3 号様式その 1
交付の時期		請求のあった日から 3 0 日以内
実績報告書	様式	第 5 号様式
	添付書類	1 事業実績報告書 2 収支決算書
	提出期限	5 月 3 1 日

1 4 茅ヶ崎市私立幼稚園等障害児教育補助金

補助金交付の目的		茅ヶ崎市内の私立幼稚園等及び私立の認定子ども園の障害児教育に係る経費の負担を軽減することにより障害児教育の振興を図る。
補助対象者		茅ヶ崎市内の私立幼稚園等及び私立の認定こども園の設置者
補助対象事業		1 障害児教育に必要な物品等の購入事業 2 その他障害児教育の振興に関する事業
補助金額		市内に住所を有し、かつ、私立幼稚園等又は認定こども園に在籍する者（私立の認定こども園にあつては、第1号認定（子ども・子育て支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう）の者に限る）であつて、次のいずれかに該当する障害児1名につき1月9,000円を限度とする。この場合において、補助金の交付算定期間は、補助金の交付の申請をする年度であつて、当該障害児が入園し、又は転入した日の属する月から退園し、又は転出した日の属する月までとする。 1 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する身体障害者障害程度等級表の障害を有する者 2 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号）による療育手帳の交付対象となる障害を有する者 3 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表の病弱者の項に規定する障害を有する者 4 医学上の診断又は心理学上の判定により障害を有すると認められた者 5 補助金の交付の申請をする年度において神奈川県私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱（昭和54年4月1日施行）に規定する神奈川県私立幼稚園特別支援教育費補助事業における対象児童と決定された者
交付	様式	第1号様式その4
	提出期限	別に定める日

申請書	添付書類	1 身体障害者手帳その他の障害の程度を証明する書面の写し 2 同意書
補助金等交付決定通知書様式		第3号様式その1
交付の時期		請求のあった日から30日以内
実績報告書	様式	第5号様式
	添付書類	1 事業実績報告書 2 収支決算書
	提出期限	5月31日

15 茅ヶ崎市実費徴収に係る補足給付事業補助金

補助金交付の目的	施設等利用給付認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下この表において「法」という。）第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。）のうち低所得で生計を維持することが困難である者等に係る施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいい、満3歳以上の者に限る。以下同じ。）が特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。）である認定こども園又は幼稚園が満3歳以上の施設等利用給付認定子どもに対して提供するものに限り、法第7条第10項第5号に掲げる事業に該当するものを除く。以下同じ。）を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。以下同じ。）に要する費用の一部を補助することにより、当該施設等利用給付認定子どもの円滑な特定子ども・子育て支援の利用を図る。
----------	---

補助対象者		特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者であって、次のアからウまでのいずれかに該当する者 ア 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下この表において「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が77,101円未満である者 イ 負担額算定基準子ども（令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。）が同一の世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）がある者 ウ 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者
補助対象事業		施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供に要する費用
補助金額		施設等利用給付認定保護者が当該月分として支払った食事の提供に係る実費徴収の額と1月当たり4,800円のいずれか低い額
交付申請書	様式	第1号様式その5
	提出期限	別に定める日
	添付書類	1 食事の提供に要する費用を支払ったことを証する書類 2 世帯構成員一覧表 3 同意書 4 その他市長が必要と認める書類
補助金等交付決定通知書様式		第3号様式その2

交付の時期	補助金交付決定通知後 3 月以内
-------	------------------

1 6 茅ヶ崎市私立幼稚園等運営費補助金

補助金の交付の目的		私立幼稚園が実施する保育所等の待機児童解消に寄与する事業を支援するとともに、待機児童解消対策に通じる事業の安定及び強化並びに入所児童の処遇の向上を図る。
補助対象者		私立幼稚園を設置経営する法人であって、社会福祉法人以外のもの (茅ヶ崎市暴力団排除条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等である者を除く。)
補助対象事業		付表 1 のとおり
補助金額		付表 2 に掲げる額
交付申請書	様式	第 1 号様式その 1
	提出期限	別に定める日
	添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他市長が必要と認める書類
補助金等交付決定通知書様式		第 3 号様式その 1
交付の時期		請求のあった日から 3 0 日以内
実績報告書	様式	第 5 号様式
	提出期限	5 月 3 1 日
	添付書類	1 事業実績報告書 2 収支決算書 3 その他市長が必要と認める書類

付表 1

補助金の種類	補助対象事業等の内容
満 3 歳児保育施設整備事業	満 3 歳児（実施年齢が 2 歳の児童をいう。）の保育を 4 月 1 日以降に新たに実施する事業

紙おむつ処分事業費	満3歳児の保育を実施している私立幼稚園において児童が使用した紙おむつの処分
-----------	---------------------------------------

付表2

補助の種類	補助金額
満3歳児保育実施事業	補助対象事業に要する額に相当する額（その額が300,000円を超える場合には、300,000円）
紙おむつ処分事業費	次に掲げる額のいずれか低い額 (1) 保育所等を利用する児童が使用した紙おむつの処分に係る経費（当該経費の算出ができない場合は、120円に10月1日において補助対象者が経営する私立幼稚園に在籍している児童（実施年齢が2歳又は3歳の児童に限る。）の数を乗じて得た額に12を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） (2) 次に掲げる施設の区分ごとにそれぞれ定める額 ア 利用定員が19人以下 50,000円 イ 利用定員が20人以上90人以下 100,000円 ウ 利用定員が91人以上 150,000円

17 認可保育所等特定事業支援交付金

助成の目的	こどもたちへの特別な体験の機会の提供による保育及び幼児教育の質の向上を支援することを目的とする。
助成対象者	認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、幼稚園（子ども・子育て支援法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。）を設置経営する法人で社会福祉法人以外のもの（茅ヶ崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等である者を除く。）
助成対象事業	支援の対象となる事業は、次のいずれにも該当する事業であって、認可保育所等が実施する保育及び幼児教育の質の向上に資すると市長が認めるもの（以下「認可保育所等特定事業」という。）とする。

		(1) こどもたちに特別な体験の機会を提供する事業 (2) 新たに事業者が実施する事業
助成金額		認可保育所等特定事業に要する費用の額に相当する額（その額が300,000円を超える場合には、300,000円）とする。
交付申請書	様式	第1号様式その1
	提出期限	別に定める日
	添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他市長が必要と認める書類
助成決定通知書様式		第3号様式その1
助成の時期		請求のあった日から30日以内
実績報告書	様式	第5号様式
	提出期限	助成対象事業の完了の日から起算して6月を経過する日又は当該事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日
	添付書類	1 事業実績報告書 2 収支決算書 3 その他市長が必要と認める書類

18 手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金

助成の目的	手ぶらで保育の推進により保護者並びに保育士及び幼稚園教諭（以下「保育士等という。」）の負担の軽減を図ることを目的とする。
助成対象者	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園（子ども・子育て支援法第27条に規定する特定教育・保育施設で施設型給付費の支給を受けている幼稚園をいう。）を設置経営する法人で社会福祉法人以外のもの（茅ヶ崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等である者を除く。）のうち、次に掲げるいずれかの措置を講じている施設

		(1) 毎月定額の料金を支払うことにより、当該認可保育所等に必要数量の紙おむつが提供されるサービス（以下「おむつのサブスク」という。）の導入 (2) 当該認可保育所等に在籍する児童全員のコップ、タオル、ハンカチ等を備付け、これらを洗浄する環境の整備 (3) 当該認可保育所等に在籍する児童全員分の着替えに要する衣類又はスモックを備付け、これらを洗浄する環境の整備 (4) 布団カバー、お昼寝用コットカバー又はタオルケット等を備付け、これらを洗浄する環境の整備 (5) 出欠席の連絡及び通園時に保護者と職員の双方が児童の状況等を記録することができる電子情報処理組織の活用
助成対象事業		次に掲げるとおりとする。 (1) おむつのサブスクの実施に伴う、未使用のおむつを保管するための保管庫又はロッカーの購入 (2) お昼寝用コット又はお昼寝用布団の購入 (3) 折りたたみヘルメットの購入 (4) 炊飯器（炊飯容量が１リットル以上のものに限る。）の購入 (5) 駐輪場の屋根の設置
助成金額		補助対象事業に要した費用に相当する額（当該額が９９０，０００円を超える場合は、９９０，０００円）とし、当該額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、本補助金の申請に係る事務により、施設の事務負担が増加していると認められる場合は、当該額に８０，０００円を合算した額を支給することができる。
交付申請書	様式	第１号様式その１
	提出期限	別に定める日
	添付書類	１ 事業計画書 ２ 収支予算書

		3 その他市長が必要と認める書類
助成決定通知書様式		第3号様式その1
助成の時期		請求のあった日から30日以内
実績報告書	様式	第5号様式
	提出期限	助成対象事業の完了の日から起算して6月を経過する日又は当該事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日
	添付書類	1 事業実績報告書 2 事業収支決算書又はこれに代わる書類 3 事業実施に要した費用の領収書等の写し 4 その他市長が必要と認める書類